

モデル施設の応募状況について

1 公募方法

(1) 目的及び概要

現行の消防法では音による火災警報装置が義務付けられていますが、音以外の方法による火災警報についてはこれまで検討が進められているものの、導入・普及についてはほとんど進んでいない状況です。

一方、近年、高齢者の増加や障がい者の社会参加が進展しており、平成 22 年度に消防庁に設置した「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」においては、「聴覚障がい者に対応した火災警報装置等の法令基準の整備や聴覚障がい者のニーズが高い公共施設等へ優先的に普及促進すべき」との提言が示され、平成 23 年度に開催された「火災予防行政のあり方に関する検討会」においても光による火災警報装置（以下、「光警報装置」という。）に係る法令基準の整備について引き続き検討されてきたところです。

また、海外においては、既に光警報装置等の、音以外の方法による火災警報装置が義務付けられている他、現在、国際標準化機構（以下、「ISO」という）においても光警報装置の国際規格の策定が審議されている状況となっています。

これらを受けて、今年度消防庁においては、「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」（以下「検討部会」という）を開催し、音以外の火災警報装置に係る法令基準の整備を図るとともに、円滑な導入・普及を図るためモデル事業を実施しました。

(2) 公募期間

平成 24 年 8 月 2 日（木）～平成 24 年 10 月 1 日（月）

(3) 公募説明会の実施

東京において 2 回、大阪において 1 回実施

日時	場所
平成 24 年 8 月 10 日 13 時 30 分 ～	〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 5 階 消防庁第 1 会議室
平成 24 年 9 月 6 日 14 時 00 分 ～	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 1 丁目 3 番 49 号 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）4 階 大会議室 3
平成 24 年 9 月 10 日 10 時 30 分 ～	〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館 金融庁 14 階 1414 会議室

(4) 応募資格等

① 応募資格

- ア 民間企業
- イ 民間法人、特定非営利活動法人(NPO)
- ウ 地方公共団体
- エ その他、上記に準じる団体等であって本事業を円滑に遂行することが認められる者

② 本事業を円滑に実施するための要件

次のア～オを全て満たしていること

- ア 日本国内において、後述の事業内容に示す検証を実施することが可能な建物（建物全体もしくは部分）を所有若しくは管理していること
- イ アの建物（又は部分）に、消防法令により義務付けられた自動火災報知設備が技術上の基準に従い設置及び維持されていること
- ウ 検証を実施する建物が法令若しくはそれらに基づく命令又はその他条例等に違反していないこと
- エ 光警報装置の設置及び維持管理に当たり、内部の協力体制が確立していること
- オ 光警報装置の効果検証訓練を組織的に実施できる体制が確立していること

(5) 応募方法

申請書様式等の提出による

ア 応募事業者に関する事項

- (7) 応募事業者名（応募事業者とは別途、本事業の連絡等をコンサルタント等が担当する場合は、担当事業者名も併せて記載する。）及び代表者名
- (イ) 担当部署並びに担当者名及び役職（複数の場合は複数）
- (ウ) (7)の所在地
- (エ) (7)及び(イ)の連絡先（電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス）

イ モデル施設に関する事項

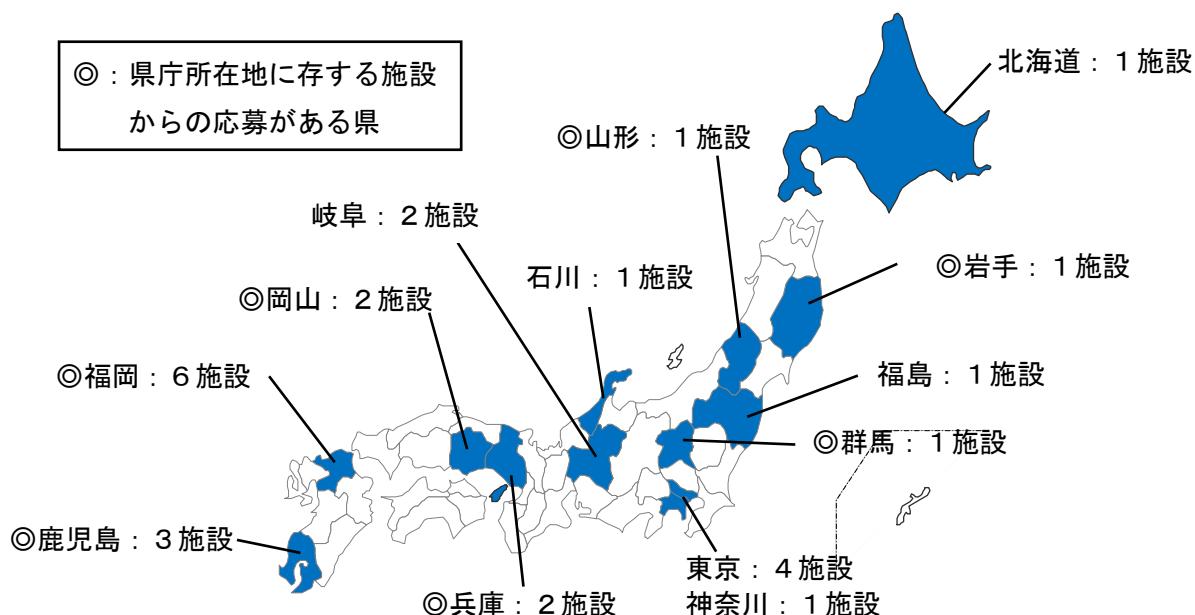
- (7) 所在地
- (イ) 建物概要（規模、用途、形態、利用者等）※別記様式
- (ウ) 建物の一部分（棟、階、テナント等）に限って実施を希望する場合はその範囲
- (エ) 応募に至る背景等

ウ 採択時に公表可能な事項

2 応募施設の概要

8月2日から10月1日までのモデル施設の募集において、**27施設**から応募があった。その後、事業者から応募辞退の申し出が1件あり、応募施設は**合計 26施設**となっている。応募施設の用途と件数は次のとおり。

用途 (消防法施行令別表第一)	件数	ブロック別						
		北海道・東北	関東	甲信越	中部	関西	中国・四国	九州
商業施設（4項）	3施設		2					1
病院等（6項イ）	5施設	1	2					2
福祉施設等（6項ロ又はハ）	7施設	2			2			3
学校（7項）	1施設						1	
博物館等（8項）	2施設		1					1
空港（10項）	5施設		1			1	1	2
事務所（15項）	1施設				1			
複合用途（16項イ）	1施設	1						
地下街（16の2項）	1施設					1		
合計	26施設	4	6	0	3	2	2	9



これらの応募施設は全て自動火災報知設備を設置しなければならないものである。また、施設の規模について、延べ面積1万㎡を超える施設が15施設あり、応募施設で最も階層の高いものは10階（百貨店1施設）であった。

応募施設の存する場所に関して、地域的な偏在は次図のとおりとなっている。甲信越・四国地域を除き、全国から応募があった。そのうち、県庁所在地である市町村に存する施設からの応募は、7県（岩手、山形、群馬、兵庫、岡山、福岡、鹿児島）となっている。

3 選定の方針

(1) 選定会議におけるご意見

本事業の予算のうち、モデル施設への光警報装置の設置に係る予算は約2億3千万円（総予算から委託業務費を除いたもの）であり、モデル施設の規模としては5000㎡×40施設＝20万㎡程度を想定していたが、応募施設の総面積は26施設で約51万㎡であった。

これを受け、選定会議においては下記のようなご意見があった。

- 予算の範囲内で有効に実施するため、応募施設と設置面積について縮小・変更等の調整をし、なるべく多くの施設を採択してはどうか。
- 各用途で1施設しか応募のないものについては選定してはどうか。
- 2以上の応募がある用途については、同一県・地域等からの応募状況、有効な検証が実施可能かなどを評価し、採択の優先順位を付け、予算の範囲内で可能な限り選定していくという方向ではどうか。
- 設置面積については、主に不特定の者が出入りする部分、共用部分等に限定して設置することとしてはどうか。

(2) 選定方針

上記を踏まえ、防火対象物の用途や地域的なバランスに配慮した上で、次の項目による観点から事務局において評価内容を整理し、設置場所を申請者と調整した後、これらを踏まえて改めて選定会議に総合的な評価を諮ることとしている（11月中を目途にモデル施設を決定する予定）。なお、現在、事務局における評価内容の整理、応募者の意向の確認及び設置場所の調整を行っているところ。

①有効な検証の実施の可否

モデル施設の検証の結果がより効果的に得られるかどうかの観点から評価を実施

②普及効果

光警報装置のモデルケースとして、より広範にアピールができるかどうかという観点から評価を実施